

学校における感染症への対応について

学校は集団生活を行う場所であるため、生徒が学校感染症と診断された場合は、学校保健安全法により、出席停止の扱いとなります。このため、お子様がインフルエンザ等の学校感染症と診断された場合は、すみやかに担任にご連絡いただくとともに、「受診報告書」(保健室にもあります)に必要事項を記入の上、回復後登校の際に担任または保健室までご提出ください。学校感染症に係る詳しい手続きや不明な点については、担任を通して保健室までお問合せください。

【学校感染症の種類及び出席停止の期間の基準】(学校保健安全法施行規則第18条、第19条)

種類	感染症名	出席停止期間
第一種 感染症法の一類感染症と結核を除く二類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルス)、中東呼吸器症候群(MERS コロナウイルス)、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第二種 空気感染または飛沫感染するもので学校において流行を広げる可能性が高い感染症	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く。)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了まで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(3日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第二種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。)にかかった者については、上記の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。		

